

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年3月31日

全国健康保険協会高知支部  
支部長 内原 茂

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名

運動教室 (Let's Start! オフィス de エクササイズ!) 業務委託

### (2) 仕様等

仕様書による

### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日

### (4) 見積競争方法

高知市（仕様書に定める地域①）における1回あたりの運動指導実施にかかる単価にて見積競争に付す。

見積金額には、別添の仕様書に定める一切の諸経費を含めること。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (3) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 高知県内に事務所を有していること。
- (6) 健康運動指導士の資格を有する者を派遣でき、かつ実施要綱に定める事業内容が確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

### 3. 提出物等について

#### (1) 提出物

##### ①見積書

②健康運動指導士を雇用または契約していることを確認できる書類及び派遣することができる健康運動指導士の氏名及び経験年数を記載した一覧

③派遣することができる健康運動指導士全員の運動指導士証の写し

#### (2) 提出先および仕様書配布場所

〒780-8501 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階

全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当：橘

TEL 088-820-6012

#### (3) 提出期限

日時 令和4年4月14日(木) 14時00分

※ 郵送の場合も上記日時までに必着とする。

### 4. その他

(1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会高知支部宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 決定業者には別途連絡することとする。

以上、公告する。

【参考】全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。